

別表

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 通知	(け) 是正申出に係る保有個人情報	(こ) 是正の申出の内容	(さ) 是正の申出に対する処理の内容	(し) 再調査申出年月日	(す) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由									
1	平成24年度 諮問受理第79号	平成24年11月8日付け大市大病第314号	平成24年 6 月15日	当院カルテ及び、理由説明書全件より、不正な個人情報取り扱いに有る。Drとの事実関係水掛論は、＃に判明する申出者正当。 同法第18条医療扶助の保護義務反す。	事実無根の主張明白。前院・後院の治療実態との逆説。 又、ガイドライトとも逸脱並びに不当。※検診必須・10年又は随時診療	専門的医療の用語不存在の為。又、検診不要は、原則被る。国の方針は、検診必須。 ※他院（他院検診有。）治療中。	公立大学法人 大阪市立大学 医学部・附属 病院運営本部 庶務課庶務担当	平成24年 7 月6日付け大市大病第145号	補正依頼に対する回答なし	平成24年 8 月23日付け大市大病第212号	当院カルテ及び、理由説明書	病院とは、特定機能病院前提は、法律上無い。2 次的基準に成る。 当院カルテ及び、理由説明書全件より、不正な個人情報取り扱いに有る。Drとの事実関係水掛論は、理由説明書に判明する 正当。 同法第18条医療扶助の保護義務反す。	是正の措置は講じない。 (理由) 保有個人情報の取扱は正申出書に記載された内容が不明確であったため、補正依頼を行ったところ、回答期限までに回答がなく、そもそも是正の必要性を判断することができないため	平成24年 9 月28日	〇〇病院『診断書』2 点 〇〇病院医療要否意見書（内、1 点＝全点同明示）基づいた診療状況提供書（2 診分） 〇〇病院（カルテ有）→〇〇病院（〇〇）→〇〇病院の病病（6 年強年月治療）連携有。※〇〇市転出→〇〇市転出入→大阪市転々

(注) 1 (え) 欄及び(す) 欄については、原則として申出者の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の処理時点における担当名としている。